

## 奈良県いじめ防止基本方針の改定について【案】

第1回協議会【令和6年8月6日時点】	今回【令和6年10月29日時点】	第1回協議会での意見等
<p><b>はじめに</b></p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題です。このため本県では、全ての児童生徒の尊厳を守るため、これまで人権教育を教育の大きな柱と位置付け、いじめの防止や早期発見等の取組を進めてきたところです。</p> <p>略</p> <p>本県では、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、学校のみならず社会全体で取り組む課題であり、子どものいのちを徹底して守ることを第一に考え、</p> <p>① 就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高める取組を推進し、いじめを「しない・させない・許さない」子どもを育成すること、</p> <p>② 家庭や学校とともに、地域や子どもに関わる機等が連携・協働し、他者を信頼して必要な時には他者を頼る、あるいは、逃げ場をもつなどいじめに対応できるように子どもの生きる力を育むこと、</p> <p>③ いじめを生まない環境づくりを推進することにより、いじめの未然防止に取り組むこと、</p> <p>④ いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭・学校・地域や子どもに関わる機関等が積極的に連携協力し、早期対応を図ること、</p> <p>⑤ 家庭・学校・地域において、大人がその責任と役割を明確に自覚し、決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く姿勢を貫くこと、</p> <p>を基本的な考え方とし、平成28年3月に「奈良県いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。</p> <p>この策定から8年が経過し、その間に国では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（令和6年〇月改訂）がなされ、いじめ事象の防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示されてきました。</p> <p>また、令和4年12月には生徒指導提要が改訂され、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が求められました。いじめ問題においても、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められるようになりました。</p> <p>そこで、県では、これらの変化に対応し、より一層効果的にいじめ防止を進めていくための指針となるよう、令和6年度において基本方針を改定することとしました。</p> <p>略</p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題です。このため本県では、全ての児童生徒の尊厳を守るため、これまで人権教育を教育の大きな柱と位置付け、いじめの防止や早期発見等の取組を進めてきたところです。</p> <p>略</p> <p>本県では、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、学校のみならず社会全体で取り組む課題であり、子どものいのちを徹底して守ることを第一に考え、</p> <p>① 就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高める取組を推進し、いじめを「しない・させない・許さない」子どもを育成すること、</p> <p>② 家庭や学校とともに、地域や子どもに関わる機関等が連携・協働し、他者を信頼して必要な時には他者を頼る、あるいは、逃げ場をもつなどいじめに対応できるように子どもの生きる力を育むこと、</p> <p>③ いじめを生まない環境づくりを推進することにより、いじめの未然防止に取り組むこと、</p> <p>④ いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭・学校・地域や子どもに関わる機関等が積極的に連携協力し、早期対応を図ること、</p> <p>⑤ 家庭・学校・地域において、大人がその責任と役割を明確に自覚し、決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く姿勢を貫くこと、</p> <p>を基本的な考え方とし、平成28年3月に「奈良県いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。</p> <p>この策定から8年が経過し、その間に国では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（令和6年8月改訂）がなされ、いじめ事象の防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示されてきました。</p> <p>また、令和4年12月には生徒指導提要が改訂され、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が求められました。いじめ問題においても、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められるようになりました。</p> <p>そこで、県では、これらの変化に対応し、より一層効果的にいじめ防止を進めていくための指針となるよう、令和6年度において基本方針を改定することとしました。</p> <p>略</p>	

第1回協議会【令和6年8月6日時点】

今回【令和6年10月29日時点】

第1回協議会での意見等

第1 いじめ対策についての基本的な考え方

1 いじめの定義 略

2 いじめの防止について 略

3 いじめの早期発見・認知について

(1)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高める必要があります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくいコミュニケーションを使った心理的な形で行われることが多く、また、いじめを行う側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつ必要があります。(以下、略)

(2)いじめの認知に関する考え方 略

4 いじめへの対応について

「いじめ防止対策推進法」においては、いじめに対する対応として以下のように規定されています。(以下、略)

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要です。また、保護者等に対してあらかじめ周知しておくことも必要です。(以下、略)

5 いじめの解消について 略

6 地域・関係機関との連携について

(1)地域や家庭との連携 略

(2)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校や学校の設置者(教育委員会及び学校法人)の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要です。また、法において、例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも必要になります。そのためには平素から関係機関の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておくことが重要です。

第1 いじめ対策についての基本的な考え方

1 いじめの定義 略

2 いじめの防止について 略

3 いじめの早期発見・認知について

(1)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高める必要があります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくいコミュニケーションを使った心理的な形で行われることが多く、また、いじめを行う側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつ必要があります。(以下、略)

(2)いじめの認知に関する考え方 略

4 いじめへの対応について

「いじめ防止対策推進法」においては、いじめに対する対応として以下のように規定されています。(以下、略)

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要です。また、保護者等に対してあらかじめ周知しておくことも必要です。(以下、略)

5 いじめの解消について 略

6 地域・関係機関との連携について

(1)地域や家庭との連携 略

(2)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校や学校の設置者(教育委員会及び学校法人)の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要です。また、法において、例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも必要になります。そのためには平素から関係機関の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておくことが重要です。

第1回協議会【令和6年8月6日時点】

第2 県が実施する取組

県は、いじめの防止等の対策を推進するため、県民と一体となった取組を推進します。  
(略)  
主な取組については、以下の通りです。

1 奈良県いじめ対策連絡協議会の開催

専門家や関係する機関及び団体の代表者を構成員として、いじめの防止等のための対策を推進し、連携を図るため、「奈良県いじめ対策連絡協議会」を設置し、定期的にこれを開催します。この協議会において、情報交換や意見交換を積極的に行い、各団体へフィードバックすることで、社会総がかりでいじめを「許さない・見逃さない」学校・社会づくりを進めます。

なお、その構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、県警察など実情に応じて決定します。

2 教育委員会における附属機関の設置

奈良県教育委員会といじめ対策連絡協議会との円滑な連携の下に、基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関として「奈良県いじめ対策委員会」を設置します。

3 基本方針の周知徹底

基本方針の趣旨及び内容を周知するため、県教育委員会指導主事等を派遣して教職員向け研修会等を実施します。

また、PTAや関係団体に向けた説明等をさまざまな機会を捉えて行い、いじめ防止に向け、学校のみならず、保護者や関係団体も連携・協力していじめを防止する体制づくりにつなげます。

4 いじめの防止等に係る対応

(1) 学校におけるいじめの防止

- ・ 発達段階に応じて幼児が相手を尊重する気持ちをもって行動できるような就学前教育の推進
- ・ 学校における教育活動全般を通じた道徳教育や人権教育の推進
- ・ 教育プログラムを活用したレジリエンスの育成
- ・ 児童生徒自身が主体的にいじめについて考えるような教育活動の推進

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・ 児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施
- ・ 「こころと生活等に関するアンケート」の実施
- ・ 「人権を確かめあうアンケート」の実施
- ・ いじめ見逃しゼロの取組の更なる推進
- ・ いじめの認知等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修の実施
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、派遣による相談体制の充実
- ・ 電話教育相談・メール相談等の実施

今回【令和6年10月29日時点】

第2 県が実施する取組

県は、いじめの防止等の対策を推進するため、県民と一体となった取組を推進します。  
(略)  
主な取組については、以下の通りです。

1 奈良県いじめ対策連絡協議会の開催

専門家や関係する機関及び団体の代表者を構成員として、いじめの防止等のための対策を推進し、連携を図るため、「奈良県いじめ対策連絡協議会」を設置し、定期的にこれを開催します。この協議会において、情報交換や意見交換を積極的に行い、各団体へフィードバックすることで、社会総がかりでいじめを「許さない・見逃さない」学校・社会づくりを進めます。

なお、その構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、県警察など実情に応じて決定します。

2 教育委員会における附属機関の設置

奈良県教育委員会といじめ対策連絡協議会との円滑な連携の下に、基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関として「奈良県いじめ対策委員会」を設置します。

3 基本方針の周知徹底

基本方針の趣旨及び内容を周知するため、県教育委員会指導主事等を派遣して教職員向け研修会等を実施します。

また、PTAや関係団体に向けた説明等をさまざまな機会を捉えて行い、いじめ防止に向け、学校のみならず、保護者や関係団体も連携・協力していじめを防止する体制づくりにつなげます。

4 いじめの防止等に係る対応

(1) 学校におけるいじめの防止

- ・ 発達段階に応じて幼児が相手を尊重する気持ちをもって行動できるような就学前教育の推進
- ・ 学校における教育活動全般を通じた道徳教育や人権教育の推進
- ・ 教育プログラムを活用したレジリエンスの育成
- ・ 児童生徒自身が主体的にいじめについて考えるような教育活動の推進

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・ 児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施
- ・ 「こころと生活等に関するアンケート」の実施
- ・ 「人権を確かめあうアンケート」の実施
- ・ いじめ見逃しゼロの取組の更なる推進
- ・ いじめの認知等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修の実施
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、派遣による相談体制の充実
- ・ 電話教育相談・メール相談等の実施

第1回協議会での意見等

第1回協議会【令和6年8月6日時点】	今回【令和6年10月29日時点】	第1回協議会での意見等
<p><b>第2 県が実施する取組(続き)</b></p> <p>(3) 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県警察、児童相談所、法務局、医療機関等の民間団体等との連携</li> <li>・ 奈良弁護士会との連携</li> </ul> <p>(4) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員のいじめ認知に関する認識への研修</li> <li>・ 教職員の組織的対応や情報伝達力、児童生徒理解の向上</li> <li>・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の配置、派遣の継続</li> <li>・ 教職員が児童生徒と関わるための時間の確保に関する施策の推進</li> </ul> <p>(5) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報リテラシーに関する教育の推進</li> <li>・ 「ネットいじめ」等の現状や危険性についての周知徹底</li> </ul> <p>(6) いじめ防止等のための対策の調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方に関する研究</li> <li>・ インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及</li> </ul> <p>(7) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動</li> </ul> <p>(8) 地域や家庭との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)などを通じて、基本方針の周知徹底と学校・地域・家庭が連携するシステムの構築</li> <li>・ 子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進</li> </ul> <p>(9) 学校間の連携協力体制の整備</p> <p>(10) 学校評価におけるいじめ防止等のための取組に係る達成状況の点検</p>	<p><b>第2 県が実施する取組(続き)</b></p> <p>(3) 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県警察、児童相談所、法務局、医療機関等の民間団体等との連携</li> <li>・ 奈良弁護士会との連携</li> </ul> <p>(4) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員のいじめ認知に関する認識への研修</li> <li>・ 教職員の組織的対応や情報伝達力、児童生徒理解の向上</li> <li>・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の配置、派遣の継続</li> <li>・ 教職員が児童生徒と関わるための時間の確保に関する施策の推進</li> </ul> <p>(5) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報リテラシーに関する教育の推進</li> <li>・ 「ネットいじめ」等の現状や危険性についての周知徹底</li> </ul> <p>(6) いじめ防止等のための対策の調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方に関する研究</li> <li>・ インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及</li> </ul> <p>(7) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動</li> </ul> <p>(8) 地域や家庭との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)などを通じて、基本方針の周知徹底と学校・地域・家庭が連携するシステムの構築</li> <li>・ 子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進</li> </ul> <p>(9) 学校間の連携協力体制の整備</p> <p>(10) 学校評価におけるいじめ防止等のための取組に係る達成状況の点検</p>	

## 第3 学校が実施する取組

学校が実施する取組については、以下を基本に、学校・地域・家庭の実情に応じて行います。

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定 略

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化 略

- (1) 年間指導計画を策定します。
- (2) いじめ防止等の対策について全教職員で共通理解を図ります。
- (3) 児童生徒、保護者、地域に対して、いじめ防止等の取組について情報発信、意識啓発を行います。
- (4) いじめの疑いや配慮を要する児童生徒についての情報の収集と共有を行います。
- (5) いじめの疑いがある場合には、緊急会議を開き情報を速やかに共有し、教職員や関係のある児童生徒への事実関係の聴取、被害児童生徒の安全の保障を徹底し、児童生徒に対する支援の方針、指導体制、対応の方針と保護者との連携等を迅速に行います。
- (6) PDCAサイクルに基づき、学校いじめ防止基本方針や対策が実情に即して機能しているかを点検し、それらの見直しを行います。
- (7) 重大事態が生じたときには、学校又は学校の設置者が調査の主体となります。
- (8) 組織は以下の者で構成します。

管理職、主幹教諭、教務主任、学級担任、教科担任、生徒指導主事、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会・生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを基本とします。なお、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、教員経験者など外部専門家の助言を得ながら対応します。

なお、児童生徒や保護者、地域に対して、この組織の存在及び活動が認識されるような取組（全校集会の際にいじめの防止の取組の説明をするなど）を積極的に行うことが大切です。

## 3 学校におけるいじめの防止等のための取組に係る評価 略

## 第3 学校が実施する取組

学校が実施する取組については、以下を基本に、学校・地域・家庭の実情に応じて行います。

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定 略

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化 略

- (1) 年間指導計画を策定します。
- (2) いじめ防止等の対策について全教職員で共通理解を図ります。
- (3) 児童生徒、保護者、地域に対して、いじめ防止等の取組について情報発信、意識啓発を行います。
- (4) いじめの疑いや配慮を要する児童生徒についての情報の収集と共有を行います。
- (5) いじめの疑いがある場合には、緊急会議を開き情報を速やかに共有し、教職員や関係のある児童生徒への事実関係の聴取、被害児童生徒の安全の保障を徹底し、児童生徒に対する支援の方針、指導体制、対応の方針と保護者との連携等を迅速に行います。
- (6) PDCAサイクルに基づき、学校いじめ防止基本方針や対策が実情に即して機能しているかを点検し、それらの見直しを行います。
- (7) 重大事態が生じたときには、学校又は学校の設置者が調査の主体となります。
- (8) 組織は以下の者で構成します。

管理職、主幹教諭、教務主任、学級担任、教科担任、生徒指導主事、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会・生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを基本とします。なお、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。また、**原則として**、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、教員経験者など外部専門家の助言を得ながら対応します。

なお、児童生徒や保護者、地域に対して、この組織の存在及び活動が認識されるような取組（全校集会の際にいじめの防止の取組の説明をするなど）を積極的に行うことが大切です。

## 3 学校におけるいじめの防止等のための取組に係る評価 略

○いじめ防止対策推進法22条は、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と規定している。このことを踏まえ、「**原則として**」外部専門家の助言を得る、と記載するよう検討いただきたい。

第3 学校が実施する取組(続き)

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応  
略

(1)いじめの防止 略

①教職員が真摯に児童生徒と向き合うことができる体制の構築

- ・校内研修の充実と教職員の指導力向上
- ・教職員が一致協力した校内指導体制の確立
- ・教職員が一人で抱え込まず互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気の構築

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の活用

②児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成

- ・多様性を認め合い、互いの違いを理解できる集団づくりの推進

③児童生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実

④いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進

⑤ 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進

- ・授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
- ・主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブ・ラーニングの実践(児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等)

⑥ 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の推進
- ・家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発

⑦ 保護者・地域・関係機関との連携

- ・保護者への啓発、いじめ問題への取組状況を家庭や地域、関係機関等に情報提供

⑧ 学校として特に配慮が必要な次の児童生徒に関する理解の促進と適切な指導・支援の実施

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒
- ・被災した児童生徒又は被災等により避難している児童生徒

第3 学校が実施する取組(続き)

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応  
略

(1)いじめの防止 略

①教職員が真摯に児童生徒と向き合うことができる体制の構築

- ・校内研修の充実と教職員の指導力向上
- ・教職員が一致協力した校内指導体制の確立
- ・教職員が一人で抱え込まず互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気の構築

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の活用

②児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成

- ・多様性を認め合い、互いの違いを認め、尊重し合える集団づくりの推進

③児童生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実

④いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進

⑤ 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進

- ・授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
- ・主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブ・ラーニングの実践(観衆や傍観者を含む全ての児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等を通して自己解決力を育成する。)

⑥ 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の推進
- ・家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発

⑦ 保護者・地域・関係機関との連携

- ・保護者への啓発、いじめ問題への取組状況を家庭や地域、関係機関等に情報提供

⑧ 学校として特に配慮が必要な次の児童生徒に関する理解の促進と適切な指導・支援の実施

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒
- ・被災した児童生徒又は被災等により避難している児童生徒

※「人権教育の推進についての基本方針」(奈良県教育委員会)

1 自分の大切さとともに、他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境作りを、あらゆる教育の場で進めること

3 人権のついで理解を深める学習を進め、自分の権利だけでなく他の人の権利もともに守り、お互いをかけがえのない存在として尊重していく技能や態度を育むこと

○いじめ防止には、子どもたちの中に自己解決力が育っていることが重要。今回、県から報告があった事例に関しても、子どもたちの中に観衆や傍観者はたくさんいるが、仲裁者がいないということが1つポイントになっている。事態を好転させていく人たちが増えていくことが大切だ。

第1回協議会【令和6年8月6日時点】	今回【令和6年10月29日時点】	第1回協議会での意見等
<p><b>第3 学校が実施する取組(続き)</b></p> <p>4 学校におけるいじめの防止等に関する対応 (2) 早期発見 略</p> <p>① 教職員の資質の向上 人権意識といじめに対する正しい理解をもち児童生徒の安全・安心を確保する姿勢を徹底します。また、些細なサインを見逃さないため、児童生徒の雰囲気や敏感に察知する共感力やカウンセリングマインドの育成に努めます。</p> <p>② 定期的なアンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回などによる情報収集 ・「気付き見守りアプリ」等による教職員間での児童生徒の様子についての情報共有 ・児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施 ・「こころと生活等に関するアンケート」の実施 ・「人権を確かめあうアンケート」の実施</p> <p>③ 家庭との連携 「いじめのサイン発見シート」を保護者に配布し、保護者との連携の下、いじめのサインを細やかに捉えていきます。またサインが見つかった場合には家庭訪問をして、保護者の気持ちに寄り添った対応を行います。</p> <p>④ 教育相談体制の充実 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用による相談体制の充実</p> <p>⑤ 教職員間の連携 「個人別生活カード」等の活用による情報収集と全教職員による情報共有</p> <p>⑥ 外部専門家との連携</p> <p>4 学校におけるいじめの防止等に関する対応 (3) いじめへの対応・再発防止 略 対応については、いじめ防止対策推進法に基づき、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のような項目について取り組むものとします。</p> <p>① 正確な情報の把握と教職員間の共通理解 ・「気付き見守りアプリ」等を活用した教員間での情報共有、学校全体での組織的な対応 ・教職員間やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報整理・共有、丁寧なアセスメント、多面的な視点からの組織的な対応の検討・実行</p>	<p><b>第3 学校が実施する取組(続き)</b></p> <p>4 学校におけるいじめの防止等に関する対応 (2) 早期発見 略</p> <p>① 教職員の資質の向上 人権意識といじめに対する正しい理解をもち児童生徒の安全・安心を確保する姿勢を徹底します。また、些細なサインを見逃さないため、児童生徒の雰囲気や敏感に察知する共感力やカウンセリングマインドの育成に努めます。</p> <p>② 定期的なアンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回などによる情報収集 ・「気付き見守りアプリ」等による教職員間での児童生徒の様子についての情報共有 ・児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施 ・「こころと生活等に関するアンケート」の実施 ・「人権を確かめあうアンケート」の実施</p> <p>③ 家庭との連携 「いじめのサイン発見シート」を保護者に配布し、保護者との連携の下、いじめのサインを細やかに捉えていきます。またサインが見つかった場合には家庭訪問をして、保護者の気持ちに寄り添った対応を行います。</p> <p>④ 教育相談体制の充実 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用による相談体制の充実</p> <p>⑤ 教職員間の連携 「個人別生活カード」等の活用による情報収集と全教職員による情報共有</p> <p>⑥ 外部専門家との連携</p> <p>4 学校におけるいじめの防止等に関する対応 (3) いじめへの対応・再発防止 略 対応については、いじめ防止対策推進法に基づき、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のような項目について取り組むものとします。</p> <p>① 正確な情報の把握と教職員間の共通理解 ・「気付き見守りアプリ」等を活用した教員間での情報共有、学校全体での組織的な対応 ・教職員間やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報整理・共有、丁寧なアセスメント、多面的な視点からの組織的な対応の検討・実行</p>	

第1回協議会【令和6年8月6日時点】	今回【令和6年10月29日時点】	第1回協議会での意見等
<p><b>第3 学校が実施する取組（続き）</b></p> <p>②指導方針の決定と教職員の役割分担</p> <p>③「個人別生活カード」等による記録とその活用</p> <p>④いじめ事象の内容等を速やかに家庭及び学校の設置者へ報告調査した事実関係、指導・援助方針を正確かつ速やかに保護者に説明し、同意を得ます。特に児童生徒や保護者からの訴えにより「いじめ事象」を把握した場合には、より早い対応が求められます。保護者への説明は、直接対面で行い、学校は管理職を含めて複数名で対応します。</p> <p>学校の設置者にいじめの発生や対応について報告し、校内いじめ防止対策委員会への外部専門家の活用について設置者と検討します。また、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒だけでなく、クラスや学年、部活動内の児童生徒への説明の機会を設け、いじめの再発防止に努めます。</p> <p>〈いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について〉</p> <p>まず、いじめを受けている児童生徒及び保護者には、学校が徹底して子どもを守る姿勢を伝え、不安を取り除きます。また、今後の指導方針を伝え、対応について、本人及び保護者の了解を得ながら進めます。保護者には、指導とその結果について、適宜、丁寧な連絡を行います。</p> <p>また、学校は、教職員間の連携による見守り体制を構築し、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応します。いじめを受けた児童生徒が登校できない場合は、学習機会の保障をはじめ学校復帰のための支援を検討します。いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接することを恐れる場合には、いじめを行った児童生徒の別室登校なども検討します。</p> <p>なお、いじめ被害児童生徒に転学する必要が生じた場合、その支援と転学先と連携したケアを継続して行います。</p>	<p><b>第3 学校が実施する取組（続き）</b></p> <p>②指導方針の決定と教職員の役割分担</p> <p>③「個人別生活カード」等による記録とその活用</p> <p>④いじめ事象の内容等を速やかに家庭及び学校の設置者へ報告調査した事実関係、指導・援助方針を正確かつ速やかに保護者に説明し、同意を得ます。特に児童生徒や保護者からの訴えにより「いじめ事象」を把握した場合には、より早い対応が求められます。保護者への説明は、<b>原則として</b>、直接対面及び複数名で対応し、<b>状況に応じて</b>管理職を含めて対応します。</p> <p><b>また</b>、学校の設置者にいじめの発生や対応を報告し、校内いじめ防止対策委員会への外部専門家の活用について設置者と検討します。<b>さらに</b>、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒だけでなく、クラスや学年、部活動内の児童生徒への説明の機会を設け、いじめの再発防止に努めます。</p> <p>〈いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について〉</p> <p>まず、いじめを受けている児童生徒及び保護者には、学校が徹底して子どもを守る姿勢を伝え、不安を取り除きます。また、今後の指導方針を伝え、対応について、本人及び保護者の了解を得ながら進めます。保護者には、指導とその結果について、適宜、丁寧な連絡を行います。</p> <p>また、学校は、教職員間の連携による見守り体制を構築し、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応します。いじめを受けた児童生徒が登校できない場合は、学習機会の保障をはじめ学校復帰のための支援を検討します。いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接することを恐れる場合には、<b>できる限り接点を絶つような配慮や対策を講じ、それでも改善できない場合は</b>、いじめを行った児童生徒の別室登校なども検討します。</p> <p>なお、いじめ被害児童生徒に転学する必要が生じた場合は、<b>いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると捉える必要があります。重大事態の調査実施の有無に関わらず</b>、その支援と転学先と連携したケアを継続して行います。</p>	<p>○ 保護者への説明は、必ず「①管理職を含む複数名」が「②直接対面で行うこと」と読める。「③外部専門家の活用について設置者と検討する」ことについても、全ての事案を対象とするものと読める。これらについて、「<b>可能な限り</b>」や「<b>必要と認めるときは</b>」、「<b>特段の支障がなければ</b>」等の限定的な文言を付すか、①と②の項を別立てにするなどの工夫が必要ではないか。</p> <p>何らかの行為が心身の苦痛を感じさせればいじめに該当する。積極的認知が進む中、軽微な事案も多く含まれる。そのすべてに上記3点をマストと位置付けるのは現実的ではない。</p> <p>○ 別室登校は被害児童生徒の登校を保証するための措置であると認識している。いじめを行った児童生徒と接することを恐れている場合、まずは<b>生活の中で接点を断つような配慮事項の検討を行い、対策を講じた上でも加害児童生徒が怖くて登校できない場合には別室を検討するなどの段階的な措置が必要ではないか。</b></p> <p>○ <b>いじめを理由に被害児童生徒が転学、転校する場合は、いじめの重大事態に該当するのではないか。</b>ケアは勿論必要だが、重大事態として取り扱うことの必要性について明記する必要がある。</p> <p>○ 重大事態の2号事案（不登校重大事態）に該当するという認識のない学校がある。</p> <p>○ 転校後に調査を行うとなれば、転校先との連携がそれぞれ必要になる。</p>

## 第3 学校が実施する取組（続き）

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応  
（3） いじめへの対応・再発防止（続き）

また、いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させます。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有します。

いじめを行った児童生徒がいじめをしたと十分に納得できていない場合は、保護者とともに児童生徒の行為の背景要因を探り、成長支援という視点を持ちながら理解を促せるように働きかけます。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携するとともに、加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応します。懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意します。

なお、いじめ被害・加害児童生徒だけでなく、周囲の児童生徒それぞれへの人間的成長につながるよう継続的な指導と支援を行うものとします。

## （4）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

① 児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を実施します。

② 児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることに付いての啓発に努めます。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為でることへの理解を促します。

## （5）地域や家庭との連携

学校運営協議会制度（コミュニティー・スクール）に取り組み、学校いじめ基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校と地域、家庭が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組みます。

## （6）関係協力機関との連携

① 少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官等による授業や学校の見守りなど、警察との連携体制を構築します。暴行、恐喝等の刑法に抵触するいじめに関しては、警察や少年サポートセンターに相談し、いじめを受けている児童生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに通報します。

② 司法と連携し、弁護士を招くなどの取組を実施します。

③ いじめ事象に関わる児童生徒への支援のため、必要に応じて心理相談機関や医療機関及び児童相談所や福祉事務所などの福祉機関、民生委員らと連携します。また、事例理解や指導方針策定のために、外部専門家を招いて事例検討等の取組を行います。

## 第3 学校が実施する取組（続き）

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応  
（3） いじめへの対応・再発防止（続き）

また、いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させます。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有します。

いじめを行った児童生徒がいじめをしたと十分に納得できていない場合は、保護者とともに児童生徒の行為の背景要因を探り、成長支援という視点を持ちながら理解を促せるように働きかけます。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携するとともに、加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応します。懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意します。

いじめ被害・加害児童生徒だけでなく、周囲の児童生徒それぞれへの人間的成長につながるよう継続的な指導と**社会的自立を目指した**支援を行うものとします。

## （4）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

① 児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を実施します。

② 児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることに付いての啓発に努めます。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為でることへの理解を促します。

## （5）地域や家庭との連携

学校運営協議会制度（コミュニティー・スクール）に取り組み、学校いじめ基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校と地域、家庭が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組みます。

## （6）関係協力機関との連携

① 少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官等による授業や学校の見守りなど、警察との連携体制を構築します。暴行、恐喝等の刑法に抵触するいじめに関しては、警察や少年サポートセンターに相談し、いじめを受けている児童生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに通報します。

② 司法と連携し、弁護士を招くなどの取組を実施します。

③ いじめ事象に関わる児童生徒への支援のため、必要に応じて心理相談機関や医療機関及び児童相談所や福祉事務所などの福祉機関、民生委員らと連携します。また、事例理解や指導方針策定のために、外部専門家を招いて事例検討等の取組を行います。

○ 生徒指導提要※では、子どもたちの卒業後の「社会的自立」を含め関係機関の連携が必要という文言がある。卒業したらそこで支援は終わりということにはならないよう**社会的自立を見据えているという文言があると良い。**

（※生徒指導提要 1.5.4社会的自立に向けた取組）

「生徒指導は、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在となるように、適切な働きかけを行うことであるという点に留意し、社会的自立に向けた取組を日常の教育活動を通じて実施することが求められます。」

**第4 家庭における取組**

## 1 家庭における教育

家庭は、子どもが「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、すこやかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことができます。

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、就学前から規範意識を養うなど必要なしつけに努めるものとします。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努めるものとします。

## 2 学校等によるいじめの防止等のための対応への協力

保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の対応に協力するよう努めるものとします。

大人がその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して「いのちの教育」を推進します。

## 3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるよう努めるものとします。

## 4 いじめを行った子どもへの支援及び関係機関等との連携

いじめを行った子どもの保護者は、学校からいじめの事実の説明を受け、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら、子どもを指導することが求められます。その際、必要に応じて関係機関の支援を活用するようにします。

**第5 地域や関係機関等における取組**

本県の子どもは、通塾率が高く、一方で地域行事等への参加率が低い傾向にあります。

地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション力を育成できる取組を推進する必要があります。そのため、県及び県教育委員会が作成する文書に基づき、各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を依頼するものとします。

## 1 地域における取組

・地域ぐるみの「あいさつ運動」「声かけ」などによる地域で子どもを見守る体制づくり

・いじめが疑われる行為に対しては、声かけや学校への連絡

## 2 関係機関等における取組

子どもの健全な成長を願う関係機関等や団体等におけるいじめ防止等の取組の推進

関係機関等や団体等の例

警察、法務局、医療機関、弁護士会、自治会、こども会、老人会、PTA、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学習塾等

**第4 家庭における取組**

## 1 家庭における教育

家庭は、子どもが「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、すこやかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことができます。

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、就学前から規範意識を養うなど必要なしつけに努めるものとします。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努めるものとします。

## 2 学校等によるいじめの防止等のための対応への協力

保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の対応に協力するよう努めるものとします。

大人がその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して「いのちの教育」を推進します。

## 3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるよう努めるものとします。

## 4 いじめを行った子どもへの支援及び関係機関等との連携

いじめを行った子どもの保護者は、学校からいじめの事実の説明を受け、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら、子どもを指導することが求められます。その際、必要に応じて関係機関の支援を活用するようにします。

**第5 地域や関係機関等における取組**

本県の子どもは、通塾率が高く、一方で地域行事等への参加率が低い傾向にあります。

地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション力を育成できる取組を推進する必要があります。そのため、県及び県教育委員会が作成する文書に基づき、各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を依頼するものとします。

## 1 地域における取組

・地域ぐるみの「あいさつ運動」「声かけ」などによる地域で子どもを見守る体制づくり

・いじめが疑われる行為に対しては、声かけや学校への連絡

## 2 関係機関等における取組

子どもの健全な成長を願う関係機関等や団体等におけるいじめ防止等の取組の推進

関係機関等や団体等の例

警察、法務局、医療機関、弁護士会、自治会、こども会、老人会、PTA、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学習塾等

**第6 重大事態への対処**

いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）により適切に対応します。

1 重大事態の取扱い

重大事態が発生した場合は、学校又はその学校の設置者は、学校の下、あるいは学校の設置者の下に組織を設け、適切な方法により、事実関係を明確にするために調査を実施します。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。いじめ防止対策推進法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要です。学校又はその学校の設置者は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

**第6 重大事態への対処**

いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月文部科学省）（以下、「ガイドライン」という。）により適切に対応します。

1 重大事態の取扱い

重大事態が発生した場合は、学校又はその学校の設置者は、学校の下、あるいは学校の設置者の下に組織を設け、適切な方法により、事実関係を明確にするために調査を実施します。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。いじめ防止対策推進法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要です。学校又はその学校の設置者は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

2 重大事態に対する平時からの備え

○ 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、いじめ防止対策推進法、国の基本方針、ガイドライン、「生徒指導提要（改訂版）」、及び本基本方針を理解することが必要です。

○ 学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校設置者や関係機関と連携体制を構築します。

○ 学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう、（弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する）職能団体等と連携できる体制の構築しておくことが望ましいです。

（ガイドライン第2章「いじめ重大事態に対する平時からの備え」のポイントより）

2 重大事態に対する平時からの備え

○ 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。

○ 学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

○ 学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

現行【令和3年3月】	改定【素案】	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂)
<p><b>第6 重大事態への対処(続き)</b></p> <p>2 学校又は学校の設置者(教育委員会及び学校法人)等による調査</p> <p>(1) 重大事態の発生と調査</p> <p>① 重大事態の報告</p> <p>○ 重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認める時も含む。)、直ちに発生を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校 → 県教育委員会 → 知事</li> <li>・ 私立学校 → 学校法人 → 知事</li> <li>・ 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 市町村長</li> </ul> <p>② 調査の主体</p> <p>○ 教育委員会(私立学校にあっては学校法人)は、学校からの報告を受けた際、学校又は教育委員会(私立学校にあっては学校又は学校法人)のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断します。</p> <p>○ 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会(私立学校にあっては学校法人)は、内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の適切な支援を行います。</p>	<p><b>第6 重大事態への対処(続き)</b></p> <p>3 重大事態を把握する端緒</p> <p>○ 重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行います。学校の設置者又は学校は、ガイドラインに示されている重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始します。</p> <p>○ 不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要です。</p> <p>○ 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられます。</p> <p>4 学校又は学校の設置者(教育委員会及び学校法人)等による調査</p> <p>(1) 重大事態の発生と調査</p> <p>① 重大事態の報告</p> <p>○ 重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認める時も含む。)、直ちに発生を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校 → 県教育委員会 → 知事</li> <li>・ 私立学校 → 学校法人 → 知事</li> <li>・ 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 市町村長</li> </ul> <p>○ 重大事態の初動対応においては、特に対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報を途切れないようにすることが必要です。</p> <p>② 調査の主体</p> <p>○ 教育委員会(私立学校にあっては学校法人)は、学校からの報告を受けた際、学校又は教育委員会(私立学校にあっては学校又は学校法人)のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断します。</p> <p>○ 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会(私立学校にあっては学校法人)は、内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の適切な支援を行います。</p>	<p>(ガイドライン第4章「重大事態を把握する端緒」のポイントより)</p> <p>○ 重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、別添資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。</p> <p>○ 不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。</p> <p>○ 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。</p> <p>(ガイドライン第5章「重大事態発生時の対応」のポイントより)</p> <p>○ 重大事態の初動対応においては、特に対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報を途切れないようにすることが必要である。</p>

第6 重大事態への対処(続き)

教育委員会(私立学校にあっては学校法人)が主体となって調査を行う場合は、次のとおりです。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

○ それまでの経緯や事案の特性から必要性がある場合、あるいは、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査と並行し、地方公共団体の長などによる調査を実施することがあります。この場合は、対象となる児童生徒の心理的負担に配慮し、被害児童生徒及び保護者の了承の下、調査主体が連携し、調査データの活用や再分析などの工夫をすることがあります。

③ 調査を行う組織

○ 学校の調査組織、又は教育委員会や学校法人が設置した調査組織等において調査を行います。また、当該組織の構成員には、学校においてはいじめ対策組織が中心となった上で、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者を加え、教育委員会や学校法人が主体の場合には、これらの専門家を充て、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

なお、県教育委員会が調査の主体となる場合は、第2の(2)で規定した「奈良県いじめ対策委員会」をその調査組織とします。

第6 重大事態への対処(続き)

教育委員会(私立学校にあっては学校法人)が主体となって調査を行う場合は、次のとおりです。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

○ それまでの経緯や事案の特性から必要性がある場合、あるいは、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査と並行し、地方公共団体の長などによる調査を実施することがあります。この場合は、対象となる児童生徒の心理的負担に配慮し、被害児童生徒及び保護者の了承の下、調査主体が連携し、調査データの活用や再分析などの工夫をすることがあります。

③ 調査を行う組織

○ 学校の調査組織、又は教育委員会や学校法人が設置した調査組織等において調査を行います。また、**特段の事情がある場合を除いて**、当該組織の構成員には、学校においてはいじめ対策組織が中心となった上で、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない**第三者**を加え、教育委員会や学校法人が主体の場合には、これらの専門家を充て、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

**※ 専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおりであり、原則として第三者を加えます。**

・ **いじめを受けた児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態**

・ **いじめを受けた児童生徒といじめを行ったとされる児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態**

・ **これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態**

なお、県教育委員会が調査の主体となる場合は、第2の(2)で規定した「奈良県いじめ対策委員会」をその調査組織とします。

(ガイドライン第6章「調査組織の設置」のポイントより)

○ **特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。**

専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。

① **対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態**

② **対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態**

③ **これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態**

第6 重大事態への対処（続き）

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
  - ・ いつ頃から
  - ・ 誰から行われ
  - ・ どのような態様であったか
  - ・ いじめを生んだ背景事情
  - ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
  - ・ 学校、教職員、保護者がどのように対応したか
 などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。

※ 調査の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮しなければなりません。

※ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要です。

第6 重大事態への対処（続き）

④ いじめを受けた児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

- 調査を始める前にいじめを受けた児童生徒・保護者への事前説明を行います。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながります。
- 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましいです。
- 調査組織の構成について、事前にいじめを受けた児童生徒・保護者に説明し対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得した上で調査を開始します。
- いじめを行った疑いのある児童生徒・保護者や重大事態に関係する児童生徒・保護者への説明も行う必要があります。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
  - ・ いつ頃から
  - ・ 誰から行われ
  - ・ どのような態様であったか
  - ・ いじめを生んだ背景事情
  - ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
  - ・ 学校、教職員、保護者がどのように対応したか
 などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。

※ 調査の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮しなければなりません。

※ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明する等の措置が必要です。

※ ガイドライン（第8章第3節）に記載されている調査報告書の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげます。

（ガイドライン第7章「対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明」のポイントより）

- 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。
- 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。
- 関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

（ガイドライン第12章「地方公共団体の長等による再調査」のポイントより）

○ 学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

（ガイドライン第8章「重大事態調査の進め方」のポイントより）

- アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要。
- 第3節の（調査報告書の）標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

第6 重大事態への対処(続き)

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。そのため、平素より調査を行うための組織を設置しておくことが望まれます。

※ 被害児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行います。

(2) 調査結果の報告及び提供

① 調査結果の速やかな報告

学校において発生した重大事態の調査結果及びその後の対応方針について、教育委員会会議等において議題として諮った上で、知事に報告・説明します。

※ 重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要です。

○ 調査結果の報告先

- ・ 県立学校 → 県教育委員会 → 知事
- ・ 私立学校 → 学校法人 → 知事
- ・ 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 市町村長

② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供

○ 学校又は学校の設置者(教育委員会及び学校法人)は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明しなければなりません。

※ 情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しなければなりません。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

第6 重大事態への対処(続き)

※ 削除

※ 削除

(2) 調査結果の報告及び提供

① 調査結果の速やかな報告

学校において発生した重大事態の調査結果及びその後の対応方針について、教育委員会会議等において議題として諮った上で、知事に報告・説明します。

※ 重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要です。

○ 調査結果の報告先

- ・ 県立学校 → 県教育委員会 → 知事
- ・ 私立学校 → 学校法人 → 知事
- ・ 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 市町村長

② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供

○ 学校又は学校の設置者(教育委員会及び学校法人)は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明しなければなりません。

※ 情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しなければなりません。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

※ 調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査を行うことが望ましいです。

③ 加害児童生徒及び保護者に対する情報提供

○ 学校又は学校の設置者(教育委員会及び学校法人)は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の説明を行います。

○「3 重大事態を把握する端緒」に項目を新設し、内容重複のため削除

(ガイドライン第9章「調査結果の説明・公表」第1節(3)追加調査についてより)

○ 調査報告書に対して、対象児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、対象児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査を行うことが望ましい。

(ガイドライン第9章「調査結果の説明・公表」のポイントより)

○ 学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の説明を行う。

第6 重大事態への対応(続き)

(3) 調査結果を踏まえた対応

① 加害児童生徒に対する指導

○ 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う必要があります。

② 調査結果を踏まえた再発防止

○ 学校又はその学校の設置者におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努めます。

3 調査結果の報告を受けた知事等による再調査及び措置

(1) 再調査

① 重大事態の報告を受けた知事又は市町村長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができます。

② 再調査を行う機関は、公平性・中立性を確保するため、事前に職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成します。

第6 重大事態への対応(続き)

(3) 調査結果を踏まえた対応

① 加害児童生徒に対する指導

○ 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う必要があります。

② 調査結果を踏まえた再発防止

○ 学校又はその学校の設置者におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、**調査報告書**により重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、**学校として再発防止策を作成し、実施します。**

○ **再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが望ましいです。**

5 調査結果の報告を受けた知事等による再調査及び措置

学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられます。

再調査を行う必要があると考えられる場合(ガイドライン第12章のポイントより)

○調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長が判断した場合

○事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合

○調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童・保護者に説明をしていないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

(1) 再調査

① 重大事態の報告を受けた知事又は市町村長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができます。

② 再調査を行う機関は、公平性・中立性を確保するため、事前に職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成します。

(ガイドライン第11章「調査結果を踏まえた対応」のポイントより)

○ **再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられます。**

(ガイドライン第12章「地方公共団体の長等による再調査」のポイントより)

第6 重大事態への対処(続き)

③ 再調査を行う際には、当該調査の公平性や中立性を図るため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)を、事案に応じて上記の専門家等から選任します。

④ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

① 県立学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告します。

② 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

4 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。公表する場合、いじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認します。

第7 その他

奈良県いじめ防止基本方針は、国の動向や県の実情に合わせて、概ね3年で必要な見直し等を行うものとします。

第6 重大事態への対処(続き)

③ 再調査を行う際には、当該調査の公平性や中立性を図るため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)を、事案に応じて上記の専門家等から選任します。

④ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。また、再調査結果を取りまとめた後は、必要に応じていじめを行った児童生徒・保護者への説明を行います。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

① 県立学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告します。

② 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

6 調査結果の公表

学校の設置者及び学校によるいじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断し個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましいです。

知事等による再調査結果の公表については、行政パブリシティの観点から原則公表するものとします。

なお、調査結果を公表する場合、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認します。

第7 その他

奈良県いじめ防止基本方針は、国の動向や県の実情に合わせて、概ね3年で必要な見直し等を行うものとします。

(ガイドライン第12章「地方公共団体等による再調査」より)

第3節 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応

○再調査結果を取りまとめた後は、対象児童生徒・いじめを行った児童生徒・保護者への説明を行う。

(ガイドライン第9章「調査結果の説明・公表」のポイントより)

○ 公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。